## 陳 情 文 書 表

令 5 陳情第 3 号		令和5年5月16日受理
件 名 神奈川県の最低賃金額審議に関する陳情		
秦野市平沢2550-1   陳 情 者 秦野商工会議所   会頭 佐野 友保		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	)  要  旨

令和5年5月8日には新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類へと引き下げられました。今後は、コロナ禍からの正常化に伴う個人消費の高まりなどもあり、日本経済は回復基調に推移することが期待されます。しかし、人件費や燃料費などコストの増加分を十分に価格転嫁できていない中小企業・小規模事業者は、事業収益を大きく圧迫される状況が続き、依然として危機感を抱いております。

秦野商工会議所が実施した昨年末時点の下期景況調査では、プレミアム電子商品券事業等の効果もあり、全体的に売上高については若干の改善が見られたものの、光熱費の値上げや原材料・仕入価格の上昇により、業種を問わず資金繰りは悪化しています。加えて、人手不足の深刻化により先行きに不安があるなどの声も聞かれています。

このような状況下において、現在の最低賃金については全国加重平均額が 961円となり、政府が目標に掲げる千円まで39円と迫っています。最低賃 金は労働者のセーフティネット保障として、全ての企業に強制的に適用される ものであることから、その決定に当たっては、最低賃金法に定める3要素(生 計費、賃金、支払能力)に基づいた納得ある議論の下で進められるべきと考え ます。

現在、神奈川県の時間当たり最低賃金額は1,071円で、東京都の 1,072円に次いで全国2番目の高い水準にあります。全国で最も低い 853円との差額は218円となっており、20年前の100円から2倍以上 に拡大しています。また、隣接する静岡県の944円、山梨県の898円との 間にも大きな開きがあることから、経済活動において、隣接県の企業との競争 に不利益を生じています。 こうした地域間格差に対応するため、今年度は、中央最低賃金審議会が目安額を示す際に用いる都道府県別のランクをこれまでの4区分から3区分に減らし再編しました。このことによる格差縮小の実現に期待するものです。

また、本市は県西域の経済圏に位置し、横浜市や川崎市などの都市部と比べ、 地価、物価、賃金などに格差がみられ、経済や生活実態は大きく異なるにもか かわらず、最低賃金は県内同一と定められています。このことは、さきに述べ たランク制度が、地域の実情に沿った最低賃金額を決定するために必要な制度 として重要視されていることに照らせば、同一県内においても同様の観点から、 地域経済圏等に応じたランク制度を導入することなども検討すべきと考えま す。併せて業種や業態、企業規模等の経営実態の視点を取り入れ、きめ細やか な制度として早期に再構築していただくよう望みます。

こうした中、神奈川県の最低賃金については、中央最低賃金審議会が示した 目安額を、神奈川労働局長が神奈川地方最低賃金審議会に諮問し、その結果を 受けて決定します。

つきましては、審議に当たり、次の事項について、地方自治法第99条に基づき、国や県に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。

## 陳情事項

- 1 最低賃金は労働者のセーフティネット保障として、全ての企業に強制的に 適用されるものであることから、その決定に当たっては、最低賃金法に定め る3要素(生計費、賃金、支払能力)に関する客観的なデータを基に、特に コストの増加分を十分に価格転嫁し得ない中小企業・小規模事業者の支払能 力について、公労使により納得ある議論を尽くすこと
- 2 神奈川県内同一額の最低賃金制度は、ランク制度の導入も含め、経済圏別、 業種や業態、企業規模別など、地域や経営の実態を踏まえたきめ細やかな制 度として早期に再構築すること